

令和8年度
山形県L Pガス料金負担軽減支援事業

申請等の手引き

令和8年7月17日

一般社団法人 山形県L Pガス協会

1. 目的及び交付

山形県では、国の総合経済対策に基づく重点支援地方交付金を活用し、県民が受けている物価高騰の影響の軽減を図るため、L P ガス販売事業者を通じてL P ガス料金の値引きを行い、値引きを行うために必要な費用を助成する事業（5回目）を実施します。

この事業は、生活者支援が目的となっていることから国及び山形県からは、助成金の適正な執行が求められ、また、不正行為等は厳正に対処されることとなります。

本事業の実施にあたっては、交付規程及び本手引きを十分ご確認ください、助成金の申請及び交付を受ける際には適正に行われますよう切にお願いいたします。

2. 本事業の概要

(1) 本事業の期間

令和8年9月1日から令和8年9月30日までの間に行われる検針に基づいた値引きに対して助成する。なお、交付規程第4条に基づく助成金の交付申請後であれば、交付決定通知を受ける前の検針も助成金の対象とする。

(2) 助成事業に係る申請受付業務等を処理するために、助成金事務局を設置する。

3. 値引きの実施について

(1) 値引き期間

値引きの対象となる検針の期間は、令和8年9月1日から令和8年9月30日までとする。ただし、2,000円に満たない場合に限り、値引き残額を10月の検針時に値引きを行うものとする。

(2) 助成額

一般消費者等1契約につき、上限2,000円（消費税を除く）

※ 助成金は課税対象外（不課税）のため、税抜料金からの税抜値引きとする。

(3) 値引き対象の一般消費者等の要件

助成金の交付を受けることができる値引き対象の一般消費者等は、次のすべての条件を満たす者とする。

① 一般消費者等 ※ 製造・工業用等に使用する者は対象外

② 値引き対象となる検針月に、助成金の交付を受けようとするL P ガス販売事業者とL P ガス販売契約を締結している者。 ※ 8月末日時点で契約のある者を対象とする

③ L P ガスを計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積販売（以下「体積販売」という。）により供給を受ける者 ※ 質量販売は対象外

④ 体積販売に係るガスメーターが山形県内に設置されている者

(4) 値引きの方法

令和8年9月1日から9月30日までの検針に対する請求額（基本料金と従量料金の合計）から上限2,000円（消費税を除く）の値引きを行う。 ※ 設備利用料金は除外

値引きの実施は原則として9月検針分を対象とするが、9月分及び10月分に分割して行うことを妨げない。

ただし、両月の値引き額の合計が、上限額の1契約あたり2,000円を下回らないよう、

十分に留意すること。請求額が上限額に満たない場合は、その額を上限とする。

(5) 値引きの周知

本事業の内容等は、山形県及び協会のホームページで周知する。また、協会HP掲載のチラシをLPガス販売事業者のホームページに掲載することを妨げない。

(6) 値引きの通知

本事業による値引きを行ったときは、本事業による値引きが行われていることを検針票、請求書、Web明細、領収証の通信欄や余白に明示して一般消費者へ通知すること。

なお、のちに提出を求める証拠となる書類等に、山形県の支援により値引きを行っている旨の明示がない値引きは、助成金の交付対象外となるので、必ず明示する必要がある。

＜一般消費者等に対する通知文（例）＞

- 山形県のLPガス料金負担軽減支援事業により〇〇〇〇〇円の値引きをしています。
- 山形県の支援により〇〇〇〇〇円の値引きをしています。
- 山形県支援による値引き額〇〇〇〇〇円
- 県の支援で値引き〇〇〇〇〇円
- 県支援▲〇〇〇〇〇円 など

4. LPガス販売事業者への支援について

(1) 助成金の交付対象となるLPガス販売事業者の要件

助成金の交付を受けることができるLPガス販売事業者は次のいずれにも該当する者とします。

- ① 交付規定第2条(4)によるLPガス販売事業者
- ② 申請等書類、別紙1「不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項」に該当しない者
- ③ 申請等書類、別紙2「暴力団等でない表明・同意書」の誓約に反しない者

但し、以下のいずれかに該当する場合は助成金を受け取ることができません。また、助成金の支払い後であっても支払額に加算金を課した額の返還を求められます。

- 本事業は、LPガス一般消費者等の使用料金の負担軽減を図るためのものであり、本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為が認められた場合
- 本事業に関するすべての提出書類において、故意または虚偽の記入を行い若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け取る、または受けようとした場合
- 交付規程に違反または交付規程に基づく指示に違反した場合
- 助成金を本事業以外の用途に使用した場合
- 本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 交付規程の別紙1及び別紙2の誓約事項等に違反した場合

(2) 助成金の交付額

① 値引きに係る原資の助成の額

1 契約につき、値引き原資として2,000円（消費税等を除く）を助成します。

ただし、値引き額1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

② 値引きの事務に対する助成の額

L Pガス販売事業者は値引きに要する経費として、実績報告書により報告のあった値引きを実施した一般消費者等の契約数に応じて、次の額を助成します。

値引きの対象となった契約数の区分に応じて助成		助成額
イ	契約数が1以上 99以下	30,000円
ロ	契約数が100以上 499以下	80,000円
ハ	契約数が500以上 999以下	100,000円
ニ	契約数が1,000以上 4,999以下	150,000円
ホ	契約数が5,000以上 9,999以下	300,000円
ヘ	契約数が10,000以上	500,000円

5. 申請等の手続き

(1) 助成金交付の申請

助成金の交付を受けようとする者は、次により申請してください。

① 提出書類

- ・ 様式1-1「交付申請書兼概算払請求書」
- ・ 様式1-2「振込先確認書」
- ・ 様式1-3「誓約事項等同意書」

※ 値引き原資及び値引き事務に要する経費として、希望する事業者は概算払をご利用ください。

② 交付申請の受付期間

令和8年8月4日（火）から8月21日（金）までの申請を受付。 ※ 期限厳守

申請を受け付けてから交付決定を行うまでに1週間程度の審査期間を要します。

③ 申請資料等の提出方法及び提出先

原則としてメールで提出してください。

【メールアドレス】 contact@yamagata.lpgas.jp

ただし、メールでの送受信を行う環境がない等の場合は以下に郵送してください。

【送付先】

〒963-8002

福島県郡山市駅前1-4-8 さとうやビル1F 郡山駅前大通り郵便局留

福島県郡山市大町1-9-13 HD 郡山大町ビル3F

「令和8年度山形県L Pガス料金負担軽減支援事業」助成金事務局

④ 留意事項

- ・ 交付申請の提出後から値引きのための検針を実施することができます。
- ・ 交付決定通知書は審査確定後、1週間以内に発送します。
- ・ 概算払を請求したL Pガス販売事業者には、交付決定額の7割以内の額を指定された口座

に振り込みます。

(2) 交付決定内容の変更（交付規程第6条）

様式2「LPガス料金負担軽減支援事業交付決定通知書」の内容の変更又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次により申請してください。

① 提出書類

- ・ 様式3「変更（中止・廃止）承認申請書」

② 変更については次の場合、申請等の書類〈様式3〉変更承認申請書を提出

- ・ 一般消費者等の契約数が100件以上増加する場合
- ・ 一般消費者等の契約数が増加または減少することにより、契約区分の助成額が変わる場合

③ 申請の受付及び期限

変更を行おうとする14日前まで

(3) 実績報告書兼請求書（交付規程第9条）

値引きを実施したときは、次により報告してください。

① 提出書類

- ・ 様式5-1「実績報告書兼請求書」
- ・ 様式5-2「実績集計表」
- ・ 様式5-3「内訳明細（値引きを行った一般消費者等の一覧）」

② 提出期限

値引きの完了後（検針に係る請求書の発行を完了したとき）、**20日を経過した日、又は令和8年11月20日のいずれか早い日までとする。** ※ **期限厳守**

③ 証拠書類

実績報告後、協会が無作為に抽出する値引き対象者分の値引きを実施したことを証明する書類（検針票、請求書、Web明細、システム画面等）の写しを提出してください。

その提出件数は、一般消費者等の契約数の区分に応じて指定。

証拠書類の提出件数

協会が無作為に抽出し指定する契約先件数		提出件数
イ	契約数が1以上 99以下	1 件
ロ	契約数が100以上 499以下	2 件
ハ	契約数が500以上 999以下	4 件
ニ	契約数が1,000以上 4,999以下	20 件
ホ	契約数が5,000以上 9,999以下	40 件
ヘ	契約数が10,000以上	60 件

④ 助成金の支払い

実績報告を受けた後に、内容を審査し、助成金の精算額を振り込みます。

(4) 交付申請の取り下げ

助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内かつ値引きを行うまでに、書面をもって申し出てください。

(5) 申請等の書類一覧

様式	書類名称	交付要領	提出を要する場合
1－1	交付申請書兼概算払請求書	第4条	助成金の交付及び概算払いを受けようとするとき
1－2	振込先確認書	第4条	交付申請書兼概算払請求書の添付書類
1－3	誓約事項等同意書	第4条	交付申請書兼概算払請求書の添付書類
3	変更(中止・廃止)承認申請書	第6条	助成金の交付の決定を受けた内容を変更(中止・廃止)しようとするとき
4	事故報告書	第8条	値引き事業（実績報告を含む）が予定の期間内に完了できない、または遂行が困難となった場合
5－1	実績報告書兼請求書	第9条	値引き事業が完了したとき
5－2	実績集計表	第9条	実績報告書の添付書類
5－3	内訳明細（値引きを行った一般消費者等の一覧）	第9条	実績報告書の添付書類

※ 様式3、様式4の資料は送付せず、事業者からの申請に基づき、送付することとする。

6. 事業を行う上での注意点

(1) 申請・報告の注意点

① 交付申請を行う者

交付申請は事業者単位で行ってください。事業所（支店、営業所等）からの申請は受けつけません。ただし、本社等が県外にある場合で、県内に所在する代表の支社・支店・営業所等が取りまとめて一括申請することを許可します。なお、営業所ごとの一般消費者等の数を提出する必要はありません。

② 実績報告に添付する値引き実績の内容を証する提出書類

様式5－1「実績報告書兼請求書」に添付する、値引き実績の内容を証する提出書類において、次の内容を確認します。

値引き実績の内容を証するものに、値引きを行った一般消費者等の一覧を添付する場合は、できるだけ様式5－3「内訳明細（値引きを行った一般消費者等の一覧）」での提出をお願いします。ただし、様式5－3の内容を満たす場合には既存システムなどを活用し、システム出力できる項目が記載されたもの、システム画面の写し等で報告いただいても結構です。

交付決定を受けた値引き額と違う一般消費者等には、その値引き額を必ず記載してください。

値引き実績の内容を証する提出書類で、値引き額および値引き実績が確認できない場合は、販売所に立ち入り、帳簿書類等で確認することもあります。

(2) 値引きの注意点

① 液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等

値引きの対象となる液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等とは、LPガスを生活の用に供する一般消費者および消費の態様が生活の用に供する場合に類似している

ものとなります。工業用等の高圧ガス保安法に該当（この手引きにおいて「工業用等」という。）する消費者は対象外となります。

- 生活の用に供するとは・・・飲食物の調理用、風呂等の湯沸用、人のための冷暖房用
- × 生活の用に該当しない・・・農畜産物の生産等、自動車燃料、窯業、工業製品の製造、化学原料、溶接、舗装、発電機、専ら飲食物の製造・卸を業としている者

② 生活の用と工業用等が混在する一般消費者等

生活の用と工業用等に使用している一般消費者等については、主として工業用等に使用する者（使用量の多い方で判断）は、値引き対象外となります。

③ 公的機関の一般消費者等

国および地方公共団体等の事業を行う契約者は値引き対象外となります。

（委託による者を含む。）

〔 国・県・市町村の公的機関、警察、消防署、保健所、研究施設、浄水場、下水処理場、ごみ処理施設、その他公共施設等、独立行政法人、地方独立行政法人、指定管理者 等 〕

ただし、公的機関が運営する施設であっても、入居者が直接ＬＰガス料金を負担する契約者（駐在所、公営住宅等）であれば値引き対象となります。

※ＬＰガス料金が、税金で支払われているかどうかで判断。

④ 値引き期間中に、販売契約した一般消費者等

値引き期間の途中に、ＬＰガスの販売契約をした一般消費者等については、値引き対象外となります。

⑤ 使用量が少ない一般消費者等

ＬＰガスの使用量が０ｍ^３の場合でも、基本料金の請求がある場合には値引きの対象となります。

⑥ 集合住宅の値引き

集合住宅で、大家に一括請求し、大家が各入居者へ料金を請求している場合は、大家のみ値引きの対象となります。

⑦ ２世帯住宅の値引き

同一敷地内にガスメーターが複数設置されている場合は、ガスメーター１契約ごとに値引きの対象になります。

(3) その他の注意点

交付規程および本手引きの相違について

交付規程と本手引きの記載内容に相違がある場合は、交付規程を優先します。

(4) 本事業についての問い合わせ先

「山形県ＬＰガス料金負担軽減支援事業」

助成金事務局コールセンター

０１２０－５７２－０１７

９：００～１７：００（土・日・祝日除く）